

消費生活センターだより

平成31年3月発行

「保険金で住宅を修理しませんか？」という勧誘にご注意！

この冬は例年より雪害は少ないようですが、「損害保険を使って安く住宅修理ができる」「保険金が出るように手続きを手伝うので住宅修理をさせて」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が増える季節です。災害等で被害を受けたときは本当に保険金が使えることもありますが、修理の契約をしてしまった後でトラブルにならないように、注意が必要です。

消費者庁イラスト集より

！ 「損害保険を使って自己負担なく住宅修理ができる。」と言われて修理の契約をしたが、支払われる保険金は修理代金より低額だった。

また、保険金が安かったので修理は頼めないと断ったら、高額な違約金を請求された。



！ 「保険金で自己負担なく修理できる、保険金の手続きも手伝う」と言われて修理の契約をしたが、保険金の請求手続きの契約もしたことになっており、その手数料を請求された。

！ 自然災害で壊れたのではない場所の修理を、「数年前の大雪で壊れたことにすれば保険金が出るから」と勧誘された。

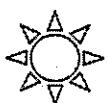


訪問や電話で勧誘を受けたら…



- 突然「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 「保険金を使えるか」は、まず自分が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- 複数の修理会社から見積書をもらう等、修理の必要性や契約の内容を十分に検討し、家族等にも相談しましょう。
- うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。

～困ったときは、消費生活センターにご連絡ください～



若者たちも狙われています！



2022年4月、成年年齢が18歳に引き下げられます。契約を取り消せる「未成年者取消権」の保護を受けられる年齢も下がり、高校三年生でも悪質商法のターゲットになりかねません。

消費者トラブルについて知識を増やし消費者意識を高めていくことが、被害防止に役立ちます。

～若いうちから消費者力向上！☆ 消費者トラブルを知ろう～

若者によくあるトラブル・・・賃貸住宅（アパート等）に関して・・・

まもなく迎える春から新生活という方も多い時期です。就職して一人暮らしを始めるなどで、賃貸住宅の契約が必要な方は、こんなトラブルにご注意ください。

- ◆ インターネットで理想的な物件を見つけ、急いでいたし遠方だし見学せずに契約した。
実際に見ると写真より建物も設備も古く感じ、繁華街に近く騒音も気になる。
- ◆ 退去する際、精一杯きれいに掃除したが、「リフォームが必要」として高額な費用を請求された。また、借りた時からあった傷や汚れなのに、その分の修繕費用まで請求された。

・・・注意点・・・

- 部屋の状態や周辺環境等、生活するうえで重要な条件は、自分の目でしっかりと確かめてから契約しましょう。なお、契約前の申込みの段階でのキャンセルでは、申込金等の預り金は返還されます。
- 借主には退去時の「原状回復義務」がありますが、故意や不注意で損傷したのではない部分の修繕費用まで負担することはありません。多額の請求を受けても、負担割合についての話し合いをすることができます。国土交通省の『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』が参考になります。
- トラブル防止には、入居時と退去時に、貸主と借主が立ち会って部屋の状況を確認することが大切です。貸主が立ち会ってくれなくても、特に入居時には部屋の状況確認を丁寧に行い、傷等は日付入りで写真に撮るなど記録しておきましょう。

家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

消費者ホットライン ☎188（いやや！）

全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「消費生活センター」ってどんなところ？



消費生活に関する次のような相談ができます。



○事業者との契約に関するトラブル

○架空請求・不当請求 等々…

消費者庁イラスト集より

消費生活相談員が、相談事を解決できるように対処方法の助言や情報提供などを行います。相談料は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内 ☎023-672-1111 内線 115